



## 浜田市吹付けアスベスト除去等支援事業

浜田市では、吹付けアスベスト等の除去等（除去、封じ込め、囲い込み）に対して補助を行っています。

※挿絵：国土交通省ホームページより



### ■ 補助内容

「吹付けアスベスト」又は「アスベスト含有吹付けロックウール」の除去、封じ込め、囲い込み

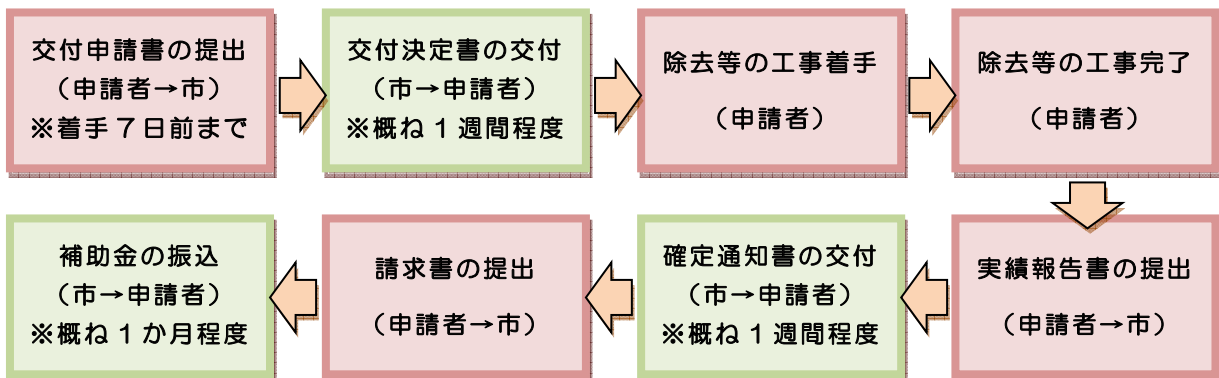
### ■ 補助金額

補助対象事業費×2/3で、上限500万円  
ただし、1,000円未満は切り捨て

### ■ 補助対象者

建築物の所有者又は相続者

### ■ 申請の流れ



必ず、除去等の前に申請をしてください。

### ■ 申請様式

建築住宅課の窓口と浜田市のホームページにあります。

■ 補助の詳細な条件が裏面とホームページのQ&Aに記載してありますので、必ずご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

浜田市 都市建設部 建築住宅課 指導係  
住所 697-8501 浜田市殿町1番地  
電話 0855-25-9632  
FAX 0855-23-0900  
メール kenchiku@city.hamada.lg.jp

## ■注意点

- ★工事着手後の申請は対象外です。
- ★適正に撤去・処分していないものは対象外です。
- ☆市内にある民間建築物が対象です。
  - ※公共建築物又は公共建築物であったものは対象外です。
- ★アスベスト含有建材、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト、石綿含有仕上塗材の除去等は対象外です。
- ☆建築物石綿含有建材調査者が、調査により吹付けアスベスト（0.1%超）があると確認したものが対象です。
- ★アスベスト含有調査は対象外です。
- ☆建築物内にある吹付けアスベスト等を全て除去等するものが対象です。
  - ※吹付けアスベストを部分的に残すものは対象外ですが、アスベスト含有建材等は残してもかまいません。
- ★天井等の撤去・復旧は対象外です。
- ☆仮設は対象です。
- ★屋外にあるものは対象外です。
- ★吹付けアスベスト除去後に代わりとなる耐火被覆を講じないものは対象外です。
  - ただし、除去後に建築物を使用せず、補助を受けた年度の次年度までに解体を開始するものは、耐火被覆を講じなくてもかまいません。
  - なお、耐火被覆費も補助の対象です。
- ☆補助は、1敷地1回までです。
- ☆1敷地に複数の建築物がある場合は、敷地内にある全ての建築物について、吹付けアスベストを除去等するものが対象で、補助金額はまとめて1件です。
- ☆建物の敷地・用途・規模・構造の条件はありません。空き家も可。
  - ただし、違法に施工されたものは補助の対象となりません。
- ☆除去等の業者は、資格があれば市外業者でもかまいません。
- ☆申請年度中に完了するものが対象です。
- ★他の同種の補助を受けているものは対象外です。
  - ※解体の補助との併用は可能ですが、解体の補助対象額に吹付けアスベストの除去費は含めないでください。
- ☆予算がなくなり次第終了します。